

第3号

2004
6.10

大館市・田代町合併協議会だより

おおだて・たしろ

みんなで考えよう私たちの未来



新市の議員は 在任特例を適用し44人へ



在任特例を適用し 新市の議員は44人

第3回合併協議会が平成16年4月28日大館広域交流センターで、第4回合併協議会が5月17日田代町総合開発センターで開催されました。

第3回、第4回合併協議会において、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて協議が行われ、任期について在任特例を適用することで確認されました。

市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」と略記）における在任特例とは、編入合併の場合は合併する市町村が協議を行い、編入される市町村の議員が編入をする市町村の議員の在任期間に合わせて、引き続き在任するものです。



すなわち、現職の大館市議の任期は平成19年4月までとなっているため、合併後平成19年4月までは、現職の大館市議28人と田代町議16人、そのまま議員の

職を継続することとなります。

次に議員報酬について協議され、大館市、田代町ともに新市発足後の議員の報酬は、現大館市議は現行の大館市議の報酬、現田代町議は、現行の田代町議の報酬を適用することで確認されました。

また、合併後最初（平成19年4月）の一般選挙の取扱いについては、合併特例法で認められている選挙区を設けた定数特例の適用が協議されましたが、結論は次回へ持ち越しとなり継続協議となりました。

両市町議会での協議結果要旨

大館市議会（伊藤 毅委員）

大館市議会としては、在任特例の適用に議員28人中21人が賛成、議員報酬については、議会費をこれ以上上げてはならないというこ

とで、大館市は大館市の報酬のまま、田代町は田代町の報酬のまま、現行どおりが妥当というものが大勢を占めたが、2割減を提案する議員も2人いた。また、合併後最初の一般選挙の扱いについては、合併後2年を経過しているの、大館田代一体で選挙すべきとするのが大勢を占め、定数特例を適用し田代町の定数を確保すべきが3人であった。



田代町議会（佐藤照雄委員）

田代町議会としては、在任特例を適用すべきが大勢を占め、議員報酬については合併協議をスムーズに進めるには、両市町とも現行の報酬の据え置きはやむを得ないという結果であった。ただし中には両市町の議員報酬を同額または近づけるべきだという意見もあった。合併後最初の一般選挙に定数特例を適用するかどうかについては、議員16人のうち1人が欠席で、10人の賛成、5人の反対となり、定数特例の適用が賛成多数となった。

各委員からの発言要旨

在任特例について

虻川景一委員

在任特例はやむを得ないと思うが、大仙市のように在任期間を短縮して、代わりに大館市と田代町の報酬を同額にすることができないか。

	確 認 内 容
議員数、任期	合併特例法の在任特例を適用 編入される市町村の議員が編入をする市町村の議員の残任期間(平成19年4月まで)に合わせて、そのまま引き続き在任 合併前 大館市28人 田代町16人 合併後 平成19年4月まで44人
議員の報酬	合併後の報酬は現行どおり 大館市 議長 428,000円 副議長 389,000円 議員 371,000円 田代町 議長 276,000円 副議長 250,000円 議員 239,000円
合併後最初の一般選挙の取扱い	平成19年4月に行う合併後最初の一般選挙において、定数特例を適用するかどうか継続協議中

協議内容

事務局

編入合併の場合は新設合併の場合とは異なり、在任特例の在任期間は、編入先の議員の在任期間となっており、法律上、その期間を短縮することはできない。大館・田代の場合、平成19年4月となる。

佐藤信行委員

大館市議会も田代町議会も在任特例を適用したいと全員協議会で協議されたようだが、町民としても全く同感であるので、ぜひ在任特例を生かしていただきたい。

議員の報酬について

伊藤 毅委員

報酬は現状のままでよいのではないかと。佐藤信行委員

佐藤信行委員

合併の本来の目的は財政問題である。大館と田代の議員報酬には相当の開きがあるため、田代町議の報酬は現行のままでいいが、大館市議会の報酬を幾分下げることはできないものか。

伊藤 毅委員

もし下げるのであれば、形は編



入だが、同じ対等の気持ちで合併しているのでは両市町とも下げてはいいかがか。大館の現行の報酬が高いからといって、なぜ大館に固執するのかと、大館市議の中に若干抵抗があった。

中田直行委員

何故大館だけ下げるのかわからないという議論は一般の市民感情とかけ離れているのではないかと。議員報酬の絶対額がかなり違っている。

小笠原 豊委員

田代、大館両議会議員とも近年報酬が減額されているため、合併時点においては現状維持でよいのではないかと。合併の主目的が財政問題ということであれば、合併後に報酬の引き下げという議論がでると予想されるので、その時点で検討すればよいのではないかと。吉田光明副会長

吉田光明副会長

田代町議会議員も大館市議会議員となるのだから、それなりの報酬があつてしかるべきだが、それ自体が合併に対しての弊害になつては困る。合併を第一義に考え、報酬の据え置きという結論を出した田代町議会に敬意を表したい。

また、報酬を下げるとすれば大館、田代ともに下げるべきだが、田代町議の報酬をこれ以上下げて



いくとなれば、現実問題として無理があるため、現状維持がよいのではないかと。中田直行委員

中田直行委員

他地域では報酬の高いところに合わせるという話もあるが、そのような議論が出てこないことは素晴らしい。現行どおりの報酬で2年間在任するのであれば、それで結構ではないかと。合併後最初の一般選挙について

合併後最初の一般選挙について

佐藤照雄委員

大館市との合併において、田代の住民には負担の増とサービスの低下、あるいは住民の声が行政に反映されにくくなる、町がさびれるという不安の声がある。この不安を和らげるため、合併後最初の一般選挙では、田代地区から確実に議員を送れる定数特例の適用を望む。

虹川景一委員

大館市内でも旧市内、新市内があつて、旧市内より新市内の方が議員が多いくらいである。定数特

合併後最初の一般選挙の扱いについては、協議中

議員の数 44人
大館市 28人
田代町 16人
(在任特例を適用し大館市の任期まで在任)

条例の定数
大館市 28人
田代町 16人

合併前

合併
17年3月

合併後

一般選挙
19年4月

例では田代から3人しか出せないし、2年間の在任期間を経てからの選挙なので、大館、田代で一本化という意識を持ったほうがよいのではないかと。

高坂清子委員
在任特例終了後の一般選挙でも、田代地区の議員に在籍していただきたいため、定数特例を希望する。

中村弘美委員

田代から議員がいなくなるとい
う危機感を聞いて驚いている。私
は花矢地区在住だが、人口60
00人弱であるにも関わらず議員
は6人在籍している。これは田代
全体よりはるかに少ない人口であ
るし、在任期間が2年もあるので
心配には及ばないのではないかと
思う。

小笠原 豊委員

編入される立場としては、あく
までもシビアに考え定数特例をお
願いたい。



畠沢一郎委員

合併する以上は新市全体で選挙
をしたい。選挙区を設けた場合、
大館出身で選挙をした方は田代の
事情がわからないこともあり得る。
これでは合併してからも一体感を
もてないのではないかと。

佐藤信行委員

小さな集落の事情はそこに住ん

だ者でなければわからないため、
田代在住者が確実に当選できる定
数特例を要望する。

中田直行委員

選挙区を設けず大館と田代全体
で選挙をしたほうが田代の議員が
多くなり得るという考えに同感だ
が、情の部分で、田代の議員を3
人きっちり確保したほうがしこり
が残らないのではないかと。

その後は、人口7万数千人の市
で31人の議員を抱える余裕がある
のかどうか、定数削減の方向に皆
さんで目指していく必要があるの
ではないかと。

伊藤 毅委員

定数特例を適用するとした場合、
定数は31人だよいかどうか。も
しよければ、全員協議会で定数に
ついて突っ込んで協議していただ
きたい。

花矢：旧花矢町は昭和42年12月に
大館市と編入合併

農業委員会も在任特例
を適用 定数は22人

第3回、第4回合併協議会にお
いて、農業委員会の委員の定数及
び任期の取扱いについて協議が行
われ、田代町農業委員会を大館市

農業委員会
に統合し、
合併後の公
選委員の取
扱いは在任
特例を適用
することで
確認されま
した。



在任特例

を適用することにより、田代町の
公選委員10人は、大館市の公選委
員の任期である平成17年7月まで
在任することになります。

また任期切れに伴う合併後最初
の選挙では、選挙区を5として、
新市全体の定数は22人とするこ
とで確認されました。

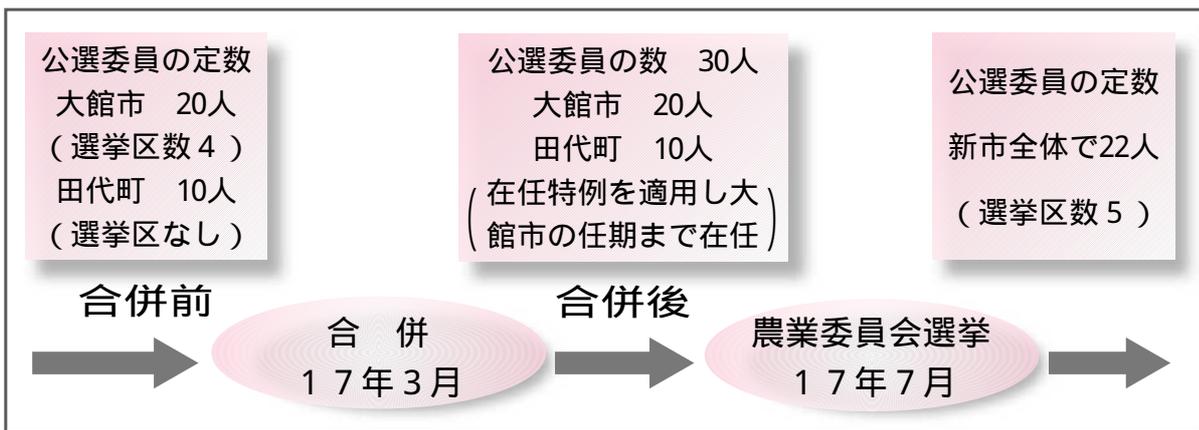
電算システムの取扱い

電算システムの取扱いについて
は第3回合併協議会で協議され、
住民サービスの低下を招くことな
く、合併期日に安全かつ確実に稼
動できるよう調整するものと確認
されました。

条例、規則等の取扱いについて

原則として大館市の条例、規則
等を適用することで確認されまし
たが、各種事務事業等の調整方針

と関係する条例、規則等につ
いては、その調整を踏まえて所要の改
正等を行うものとして確認されま
した。



第3回、第4回合併協議会で確認された協定項目

項 目	確 認 内 容
7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	<p>1. 田代町農業委員会を大館市農業委員会に統合する。</p> <p>2. 選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 田代町選挙による委員については、田代町の農地法関係業務等に支障を来すことのないよう、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定を適用し、大館市農業委員会の委員の残任期間、引き続き合併後の大館市の農業委員会の委員として在任するものとする。</p> <p>(2) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき、合併後の大館市の農業委員会の選挙による委員の定数を22人とし、大館市の区域に4選挙区、田代町の区域に1選挙区を設けるものとする。</p> <p>(3) 選挙区ごとの定数は、平成17年3月31日現在の選挙区の選挙人の数を基に、合併後最初に執行される大館市の農業委員会の一般選挙までに定めるものとする。</p>
11. 条例、規則等の取扱い	<p>原則として大館市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。</p>
12. 議会の議員の定数及び任期の取扱い(一部継続協議)	<p>1. 田代町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、大館市の議会の議員の残任期間、引き続き合併後の大館市の議会の議員として在任するものとする。</p> <p>2. 合併後の両市町の議員報酬は現行どおりとする。</p> <p>3. 合併後最初の一般選挙の取り扱いについては継続協議中</p>
23-3. 電算システム事業	<p>電算システムの統合に当たっては、下記の点に留意しながら、住民サービスの低下を招くことなく、合併期日に安全かつ確実に稼働できるよう調整するものとする。</p> <p>①住民生活に影響が及ばないように十分配慮する。</p> <p>②システム統合にかかる改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。</p> <p>③地域情報化の推進、電子自治体の実現等の課題に適時、的確に対応する。</p>

第3回合併協議会協議案件

平成16年4月28日



協議事項

協議案第12号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

(継続協議)

協議案第13号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

(継続協議)

協議案第14号

電算システムの取扱いについて

(確認)

協議案第15号

条例、規則等の取扱いについて

(確認)

第4回合併協議会協議案件

平成16年5月17日



協議事項

協議案第12号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

(一部継続協議)

協議案第13号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

(確認)

合併協定項目の調整状況

平成16年5月17日現在

分類	No	設定項目	提案	調整状況
A群	1	合併の方式		確認(4/9第2回協議会)
	2	合併の期日		確認(4/9第2回協議会)
	3	新市の名称		確認(4/9第2回協議会)
	4	新市の事務所の位置		確認(4/9第2回協議会)
B群	5	財産の取扱い		
	6	事務組織及び機構の取扱い (本庁組織、出先機関、 附属機関、地域審議会)		
C群	7	農業委員会の委員の定数 及び任期の取扱い		確認 (5/17第4回協議会)
	8	地方税の取扱い		
	9	一般職の職員の身分の取扱い		
D群	10	特別職の身分の取扱い		
	11	条例、規則等の取扱い		確認(4/28第3回協議会)
E群	12	議会の議員の定数及び 任期の取扱い		一部継続協議
	13	一部事務組合等の取扱い (一部事務組合、協議会、 公社、第三セクター)		
	14	使用料、手数料等の取扱い		
F群	15	公共的団体等の取扱い		
	16	補助金、交付金等の取扱い		
	17	町名、字名の取扱い		
	18	慣行の取扱い (市章、花、木、歌、 憲章・宣言、行事)		
G群	19	国民健康保険事業の取扱い		
	20	介護保険事業の取扱い		
	21	消防団の取扱い		
	22	行政区の取扱い		
G群	23	各種事業の取扱い		
	1	男女共同参画事業		
	2	国際交流事業		
	3	電算システム事業		確認(4/28第3回協議会)
	4	広報広聴関係事業		
	5	納税関係事業		
	6	消防防災関係事業		
	7	交通関係事業		
	8	窓口業務		
	9	保健衛生事業		
	10	病院、診療所		
11	休日、夜間、救急診療			

分類	No	設定項目	提案	調整状況
H群	12	障害者福祉事業		
	13	高齢者福祉事業		
	14	児童福祉事業		
	15	保育事業		
	16	生活保護事業		
	17	その他福祉事業		
I群	18	健康づくり事業		
	19	ごみ収集運搬業務		
	20	環境対策事業		
	21	農林水産関係事業		
	22	商工、観光関係事業		
	23	建設関係事業		
J群	24	水道、下水道事業		
	25	公立学校(園)の通学区		
	26	学校教育事業		
	27	文化振興事業		
	28	コミュニティ施策		
	29	社会教育(生涯学習)事業		
J群	30	社会福祉協議会		
	31	その他の事業		
	24	新市建設計画		

合併協定項目の調整は次の順番で進められていきます。

分科会で協議・調整

専門部会で協議・調整

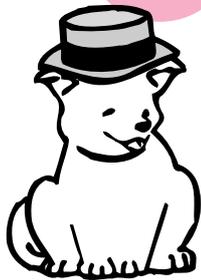
幹事会で協議・調整

合併協議会へ案件を提案

合併協議会で協議・調整

合併協議会で協議・調整
の結果を確認

ハチとタケノコ姫



🐾 大館の初夏を彩るイベントといえば「大館バラまつり」(会場・石田ローズガーデン)。今年は6月12日～27日の期間、開かれます。



🌸 どんなバラ園なの？

🐾 600種、700本のバラが植えられていて、珍しい品種もたくさんあるんだ。“バラの歴史”が学べるところが特色かな。色とりどりの花が競演。会期中にコンテストも開かれるよ。



バラまつり



たけのご祭り(たけのご汁早喰い競争)

🌸 田代町の特産といえばまずあげられるのがタケノコ。そのタケノコを町おこしの一助にと始められたのが「たけのご祭り」(会場・田代町スポーツ公園多目的広場)で、6月13日に開催。今年で18回目を迎えたの。タケノコ皮むき競争などイベントが盛りだくさん。



大文字まつり



全国鮎釣り大会

大館市 主なまつり(イベント)

- アメッコ市 … (2月第2土曜日とその翌日)
- さくらまつり … (4月下旬～5月上旬)
- バラまつり … (6月上旬～下旬)
- 大文字まつり … (8月16日)
- 神明社祭典 … (9月10日・11日)
- きりたんぼまつり … (10月第2土曜日とその翌日)

🐾 たけのご汁の早喰い競争に出てみたいワン！

🌸 田代岳周辺で採れるタケノコは柔らかくておいしいのよ～。タケノコ採りのシーズンは6月20日ごろまでとみられています。

田代町 主なまつり(イベント)

- たけのご祭り … (6月第2日曜日)
- 田代岳半夏生登山(作占) (7月2日頃)
- 大鮎の里ふるさとまつり … (8月中旬)
- 全国鮎釣り大会 … (8月中旬)
- 十ノ瀬山ハングライダー大会 … (9月上旬)
- 五色湖まつり … (10月上旬)



【数字でみる新市の姿】

1年間(平成14年10月～平成15年9月)の出生数は、大館市(495人)と田代町(37人)を合わせ532人で、1日当たり約1.46人となり、およそ2日で3人が生まれたこととなります。一方、死亡は、大館市(727人)、田代町(101人)、計828人。1日当たり約2.27人となります。



2日で 3人

連心一望

ODATE

TASHIRO

大館、田代の四季折々の風景などを写真で紹介します。



初夏の松峰橋(大館市釈迦内の下内川)

●撮影/八代 文夫さん(大館市片山町三丁目)



新緑の白爪沢(田代町岩瀬沢)

●撮影/佐藤 博さん(田代町早口字出口)

ホームページが公開されています。

協議会資料は全て公開されております。協議案、会議録、協議会日程、これまでの経過等、ホームページでご覧になれます。また、ご意見、ご提案をお寄せいただくこともできますのでご利用ください。

<http://odate-tashiro.jp>



お知らせ

第5回大館市・田代町合併協議会

と き：平成16年6月15日(火) 午後1時30分～
ばしょ：大館広域交流センター2階 第1研修室

合併協議会の会議はどなたでも傍聴できます。会議開始30分前から受け付けておりますので、直接会場へおいでください。都合により日時、場所等が変更になることもありますので、ホームページ等で最新の情報をご確認ください。

大館市・田代町合併協議会事務局

〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地(大館市役所内)
TEL.0186-49-3111(代) FAX.0186-43-9931
info@odate-tashiro.jp http://odate-tashiro.jp